

成城大学における科学研究費助成事業の応募資格審査に関する内規

平成21年9月29日

制定

改正	平成24年2月20日	改正	平成24年12月13日	改正
	平成27年10月28日	改正	平成28年6月16日	改正
	平成29年2月6日	改正	平成30年11月21日	改正
	令和4年6月9日	改正	令和5年2月21日	改正

(研究戦略委員会)

(目的)

第1条 本内規は、成城大学研究戦略委員会規則第3条第2号に規定された任務を踏まえ、成城大学科学研究費助成事業取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条第1項及び第2項に基づき、成城大学（以下「本学」という。）を所属研究機関として科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に応募を希望する研究者で、取扱規則第3条第1項第1号から第6号までに規定する者の応募資格の詳細及び研究者情報を登録するための科研費応募資格審査に関して必要な事項を定める。

（科研費応募資格審査対象者等）

第2条 取扱規則第3条第1項第1号に規定する者は、本内規に基づく科研費応募資格審査を受けることを要しない。

2 前項にかかわらず、科研費応募時に取扱規則第3条第1項第1号に規定する者であっても、採択年度に、取扱規則第3条第1項第2号から第6号までのいずれかの号に該当する者は、本内規に基づき科研費応募資格審査を受けるものとする。

3 取扱規則第3条第1項第2号から第6号までに規定する者が、本学を所属研究機関として科研費に応募を希望して研究者情報を登録する場合には、本内規に基づき科研費応募資格審査を受けるものとする。

4 取扱規則第3条第1項第2号から第6号までに規定する者であっても、他の研究機関で研究者情報を登録している者又は学生を本分とする者は、科研費応募資格審査の対象としない。

5 本学の学部又は民俗学研究所、経済研究所若しくは研究センターで受け入れている日本学術振興会特別研究員等のうち、受入条件に科研費への応募が認められている者については、本内規の規定に関わらず、応募資格を付与するものとする。

（応募資格の要件）

第3条 応募資格の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現在本学にて研究活動に従事していること。ただし、研究の補助は除く。
- (2) 科研費の応募及び使用にあたって、本学で定めるルール等を遵守すること。
- (3) 科研費に関する研究は、本学が指定する場所で行うこと。
- (4) 科研費に関する書類を、日本語にて用意できること。

（応募できる科研費応募区分、資格審査申請に際しての満たすべき条件及び必要な申請手続き書類）

第4条 取扱規則第3条第1項第2号から第6号までに規定する者が応募できる科研費応募区分、資格審査申請に際しての満たすべき条件及び必要な申請手続き書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 取扱規則第3条第1項第2号（本学名誉教授）
  - ア 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者
  - イ 申請時に、本学名誉教授であること。

ウ 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、元所属学部等（以下この号並びに第6条及び第10条において「受入部局」という。）の長の推薦状

(2) 取扱規則第3条第1項第3号（本学定年退職教員）

ア 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

イ 申請時に、本学を定年退職していること。

ウ 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、定年退職時の所属学部等（以下この号並びに第6条及び第10条において「受入部局」という。）の長の推薦状

(3) 取扱規則第3条第1項第4号（本学民俗学研究所及び経済研究所の研究員）

ア 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

イ 申請時及び科研費応募年度に、本学民俗学研究所及び経済研究所の研究員であること。

ウ 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、当該研究所（以下この号並びに第6条及び第10条において「受入部局」という。）の長及び本学専任教員である当該研究所所員の推薦状

(4) 取扱規則第3条第1項第5号（本学研究機構が設置する研究センターの客員研究員等及びポストドクター研究員）

ア 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

イ 申請時及び科研費応募年度に、本学研究機構（以下この号並びに第6条及び第10条において「受入部局」という。）が設置する研究センターの客員研究員等及びポストドクター研究員であること。

ウ 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、研究機構長及び本学専任教員である研究センター研究員の推薦状

(5) 取扱規則第3条第1項第6号（本学非常勤講師）

ア 科研費応募区分：研究代表者、研究分担者

イ 申請時及び科研費応募年度に、本学の非常勤講師であり、通年にわたり授業科目を担当し、かつ、次のいずれか一以上に該当すること。

(ア) 本学大学院の修了者（博士課程後期の単位修得退学者を含む）

(イ) 本学専任教員が研究代表者の研究課題に、研究分担者として参加する者

(ウ) 本学の非常勤講師としての経験年数が2年を超えている者

ウ 申請手続き書類：研究者情報登録申請書一式、主たる授業科目担当学部等（以下この号並びに第6条及び第10条において「受入部局」という。）の長及び受入部局に所属する本学専任教員の推薦状

2 第2条第2項により審査を受ける者は、採択年度に予定される前項の該当する号の者に係る条件等に準ずるものとする。

（応募資格審査の申請手続）

第5条 科研費に応募するにあたり、本学の所属研究者として研究者情報の登録を希望する者は、所定の期日までに、所定の様式により前条に定める申請手続き書類を学長に提出し、科研費応募資格審査を受けなければならない。

2 申請手続き書類の提出期日及び様式については、別に定める。

3 科研費応募資格審査は、研究戦略委員会競争的研究費に関する小委員会（以下「小委員会」という。）において行う。

4 前項にかかわらず、取扱規則第3条第1項第2号又は第3号の応募資格審査申請者（以下「申請者」という。）については、研究機構長による審査をもって、小委員会による審査に代えることができる。

（受入教員の定義と任務）

第6条 申請者は、受入部局の長の推薦を受けなければならない。併せて、取扱規則第3条第1項第

4号から第6号までの申請者は、受入部局に所属する本学専任教員1名の推薦を受けなければならない。

2 前項の推薦者のうち1名を受入教員という。

3 受入教員は、推薦した申請者が、本学の所属研究者として研究者情報を登録されたときから、科研費の研究期間が終了し、研究成果報告書等の提出が完了するまで、科研費の使用等についての責任をもち、かつ推薦した当該申請者と大学当局の連絡調整の役割を果たすことを任務とする。

4 受入教員が前項の任務を遂行できない事態が生じた場合、受入部局の長は、所属する別の本学専任教員に、その任務を代行させることとする。

(審査)

第7条 科研費応募資格の有無については、次の各号に掲げる審査基準を考慮して決定する。

(1) 申請者の研究活動及び応募する研究課題が、本学における研究活動として適合していること。

(2) 申請者の近年の研究状況及び研究業績

(3) 申請者の職歴

(審査結果の通知)

第8条 決定した審査結果については、研究機構長が学長に報告し、速やかに申請者本人に通知する。

(本学所属の研究者情報の登録)

第9条 本学は、審査により、本学を所属研究機関として科研費応募資格を認めた者について、研究者情報を登録する。

(本学所属として登録されている研究者情報の削除・継続)

第10条 本学を所属研究機関として科研費応募資格が認められ、研究者情報を登録された者が、応募資格の身分を失った場合、また、応募した当該年度の科研費が不採択だった場合は、本学を所属研究機関として登録された研究者情報を削除する。

2 科研費が採択された者については、応募資格の身分を失わない限り、その研究期間においては、科研費の応募資格審査を省略できる。ただし、受入教員に変更が生じる場合は、新たに受入部局に所属する本学専任教員の推薦を受け、その旨を学長に届けなければならない。

(事務)

第11条 科研費の応募資格審査に関する事務については、研究機構事務室が担当する。

(本内規の改廃)

第12条 本内規の改廃は、研究戦略委員会で審議し、学長がこれを行う。

附 則

本内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

本内規は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

1 本内規は、平成28年6月16日から施行する。

2 本改正の施行以前に応募資格が認められ研究者情報登録されている対象者は、採択された科研費の研究期間においては、この改正前の本内規の定めるところによる。

附 則

本内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

本内規は、令和4年6月9日から施行する。

附 則

本内規は、令和5年4月1日から施行する。